保険料の決め方・納め方

◆保険料の決め方

第１号被保険者（６５歳以上のかた）と、第２号被保険者（４０歳以上６４歳のかた）では、保険料の決め方が異なります。

〇第１号被保険者（６５歳以上のかた）

市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

令和６～８年度の那珂市の基準額（※）　年額 63,360 円／月額 5,280 円

※「基準額」は所得段階の「第５段階」の額にあたります。６５歳以上の保険料は、市町村ごとに定められる基準額に所得段階ごとの「率」を乗じて算出されます。

所得段階	対象となるかた	保険料年額 （　）は月額
第１段階	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税のかた ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下のかた	18,120 円 (1,510 円)
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円超 120 万円以下のかた	30,840 円 (2,570 円)
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超のかた	43,440 円 (3,620 円)
第４段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下のかた	57,000 円 (4,750 円)
第５段階 〔基準額〕	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万 9 千円超のかた	63,360 円 (5,280 円)
第６段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満のかた	76,080 円 (6,340 円)
第７段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満のかた	82,440 円 (6,870 円)
第８段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満のかた	95,040 円 (7,920 円)
第９段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満のかた	107,760 円 (8,980 円)
第１０段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満のかた	120,480 円 (10,040 円)
第１１段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満のかた	133,080 円 (11,090 円)
第１２段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満のかた	145,800 円 (12,150 円)
第１３段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上のかた	152,160 円 (12,680 円)

※１　老齢福祉年金　明治４４年４月１日以前に生まれたかた、または大正５年４月１日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受けている年金です。
※２　合計所得金額　「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。第１～５段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額となります。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。
※３　第１～３段階は、軽減措置後の保険料年額および保険料月額です。

○第２号被保険者（４０～６４歳のかた）

加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

	決め方	納め方
国民健康保険のかた	所得や、世帯にいる４０～６４歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	介護保険分を含めて、国保の保険税として世帯主が納めます。
会社の健康保険のかた	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	介護保険分を含めて、健康保険料として給与から差し引かれます。

◆保険料の納め方

保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収は年金からの天引きによる納付、普通徴収は納付書や口座振替での納付のことをさします。

特別徴収

→　年金が年額 18 万円以上のかたは年金から天引きになります。

保険料は年金の支払い月にあわせて天引きします。

「仮徴収」

４月（１期）	６月（２期）	８月（３期）

前年度の２月の保険料と同じ保険料額を天引きします。

「本徴収」

１０月（４期）	１２月（５期）	２月（６期）

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を３回に分けて天引きします。

特別徴収の対象者の条件等

年金の受給額が１年間で 18 万円以上である、年金受取先住所が那珂市になっている、年金天引き（特別徴収）の対象の年金である等。

※対象となるかたは、65 歳に到達すると半年から１年の間に年金天引きへ切り替わります。その際には、市から「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます。

特別徴収が中止となることがあります

年金が一時差し止めになったとき(現況届の出し忘れ･提出遅れ等)や年金の額が不足したとき（年金を担保に借り入れをした等)、年金の再裁定請求を行ったときなどには、年金天引きが一時中止になる場合があります。その際は、普通徴収となります。

普通徴収 → 年金が年額１８万円未満のかたは納付書で個別に納めます。

市役所から送付される納付書での納付となります。なお、口座振替の登録のあるかたは、納期限日に口座から振替えとなります。

「仮徴収」

４月（１期）	６月（２期）

前年度の年額の約６分の１の額が納付額となります。

「本徴収」

８月（３期）	１０月（４期）	１２月（５期）	２月（６期）

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を４回に分けて納付となります。

※便利で安心な口座振替をご利用ください。お申し込みは口座振替取扱金融機関の窓口となります。

◎申込に必要なもの　…　納付書・預(貯)金通帳・通帳の届出印

※市役所収納課では、キャッシュカードを利用した口座振替のお申込みができます。(中央労働金庫を除く)

◎申込に必要なもの　…　キャッシュカード

【介護保険の財源内訳】

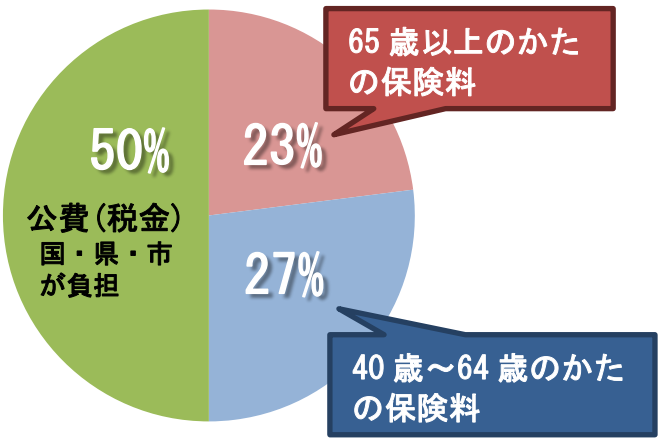

口座振替取扱金融機関

○常陽銀行　○筑波銀行
○水戸信用金庫　○茨城県信用組合
○ゆうちょ銀行・郵便局
○中央労働金庫　○常陸農業協同組合

コンビニエンスストアでも納付が可能です。休日・夜間を問わず納付できますので、ご利用ください。

市民の皆様が納める介護保険料は、
国や県の負担金などとともに、
介護保険を健全に運営するための
貴重な財源となります。

介護保険料を滞納すると？

災害にあったなど特別な事情がある場合を除き、保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて給付が一時差し止められたり、利用者負担が３割または４割になる等の措置がとられる場合がありますので、必ず納期限内に納めてください。